

会 計		国民健康保険事業勘定特別会計														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	第2章 共生共感都市			08 社会保障			01 国民健康保険制度を適正に運用する									
事業：前期高齢者納付金													整理番号	1268		
目的	前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の合計額が、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金に法定給付費を加えた義務的な支出に比して著しく過大となる保険者の前期高齢者納付金のうら、その過大となる部分について、加入者数に応じ、全保険者で公平に再按分する措置。															
目標	前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金が義務的支出に占める割合の分布状況を勘案して、全保険者の上位3%程度が該当する率(負担調整基準率)を超えて前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を負担する部分を、負担調整対象額とする。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		1,695		コスト情報・評価	総コスト(千円)		1,695		総合評価 B 評価理由			妥当性	A		
	財源内訳	一般財源		1,381		内訳	事業費		1,695				効率性	A		
		国府支出金		314			人件費		0				有効性	B		
		地方債		0			公債費		0							
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		15							
							世帯あたり(円)		36							
貢献度	施策に対する事業貢献度		B		根拠	国民健康保険制度を適正に運用した。										
今後の方向性	適正に事務処理を行う。															

事業優先順位		1	細事業:前期高齢者納付金					整理番号	01			
目的		前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の合計額が、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金に法定給付費を加えた義務的な支出に比して著しく過大となる保険者の前期高齢者納付金のうら、その過大となる部分について、加入者数に応じ、全保険者で公平に再按分する措置。										
目標		現役世代(75歳未満)の被保険者一人当たり負担額に、被保険者数を乗じて算出される、当該年度の概算納付額と前々年度の精算金額の合計を、前期高齢者納付金として納付する。										
事業実施主体		直営	事業開始年	平成20年度	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第36条第2項						
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)		1,564	1,551	13		総コスト(千円)		1,564	1,551	13	
	財源内訳	一般財源	1,250	1,242	8		内訳	事業費	1,564	1,551	13	
		国府支出金	314	309	5			人件費	0	0	0	
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0	
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	14	14	0	
			0					世帯あたり(円)	33	33	0	
			0					参考	職員数(人)	0.00	0.00	0.00
			0					再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性		適正に事務処理を行う。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	社会保険診療報酬支払基金							
価値	A	A	B									

事業：前期高齢者納付金

1. 前期高齢者納付金

前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の合計額が、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金に法定給付費を加えた義務的な支出に比して著しく過大となる医療保険者の前期高齢者納付金のうち、その過大となる部分について、加入者数に応じ、全医療保険者で公平に再按分する措置。

前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金が義務的支出に占める割合の分布状況を勘案して、全保険者の上位３％程度が該当する率（負担調整基準率）を超えて前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を負担する部分を、負担調整対象額とする。

細事業：前期高齢者納付金

1. 前期高齢者納付金

平成２５年度の概算額と前々年度の精算額を調整した額を、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に支払った。

平成２５年度の概算額は、加入者一人当たりの負担調整対象額７９円に加入者見込み人数を乗じた２，４６７，３２８円であり、これに前々年度の概算額と確定額との差額としての精算額を調整し、前期高齢者納付金として１，５６４，２３９円を支払った。